

1. 融資制度

(1) 震災対策特別資金(県制度資金:東北地方太平洋沖地震対策資金)

- ①対象者 震災により事業活動に影響を受け、売上が減少する見込みがある中小企業者等
- ②融資限度 運転資金 設備資金 8,000万円 併用する場合は8,000万円限度
- ③融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- ④融資利率 災害関係保証を併用する場合 固定 年1.5%以内 それ以外の場合 固定 年1.7%以内
- ⑤保証料率 必ず保証協会付き 年0.05~1.05%
- ⑥担保 必要により
- ⑦保証人 法人・組合:連帯保証人1名以上とし、必要により担保 個人:必要により連帯保証人、担保
- ⑧申込先 県内の金融機関

(2) 災害復旧貸付(日本政策金融公庫国民生活事業)

- ①対象者 震災により事業活動に影響を受け、売上が減少する見込みがある中小企業者等
- ②融資限度 運転資金、設備資金 3千万円
- ③融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- ④融資利率 当初3年間 1.35%~ 4年目以降は別途
- ⑤保証料率等 保証料:なし 担保:必要により 保証人:必要により
- ⑥申込先 日本政策金融公庫国民生活事業 福島支店Tel024-523-2341
郡山支店024-923-7140 いわき支店0246-25-7251 会津若松支店Tel0242-27-3120

(3) 災害復旧資金(商工組合中央金庫)

- ①対象者 震災により事業活動に影響を受け、売上が減少する見込みがある中小企業者等
- ②融資限度 運転資金、設備資金 1億5千万円
- ③融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- ④融資利率 短期:~1.475% 長期:期間5年の場合1.75% ※罹災証明特例あり
- ⑤保証料率等 保証料:なし 担保:必要により 保証人:必要により
- ⑥申込先 商工組合中央金庫 福島支店Tel024-522-2171、会津若松事務所Tel0242-26-2617

(4) 高度化事業 災害復旧貸付

- ①対象事業
 - ・罹災した既存の高度化資金の貸付をうけた事業用施設の復旧を図る事業
 - ・罹災した施設の復旧に当たって、新たに実施する高度化事業
- ②貸付要検
 - ・災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害が発生
 - ・集団化事業等の各高度化事業の要件を備えていること
 - ・市町村長等の発行する「罹災証明書」又は都道府県知事による「罹災」の認定が必要
 - ・罹災した日から起算して、原則として1年以内に事業計画の提出が必要
- ③貸付条件
 - ・貸付割合 貸付対象施設の整備資金の90%以内
 - ・償還期限 20年以内
 - ・据置期間 3年以内
 - ・金利 無利子

(5) 中小企業倒産防止共済制度による貸付

- ①対象 中小企業倒産防止共済を行っている事業者
- ②支援措置 「災害による不渡り」を共済事由に追加し、積立た掛金の10倍を限度に共済金を貸し付ける
- ③貸付条件 無利子、無担保、無保証人 積み立てた掛金の10倍を限度

2. 補助制度

(1) 雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)

- ①対象者 震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合など
- ②補助額 事業主が休業に係わる手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、下記の助成率で支給
- ③助成率 4/5 (9/10:一定の要件を満たした場合)
- ④上限額 1人1日当たり7,505円
- ⑤問合せ先 ハローワーク又は労働局 **Tel0120-536-088※避難勧告・避難指示対象地区の事業者は該当せず 要相談**

(2) 雇用保険失業給付の特例措置

- ①概要 事業所が災害を受けたことにより、休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状況にある方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険基本手当)を受給できる
問合せ先:ハローワーク又は労働局 電話0120-536-088

(3) 未払賃金の立替払制度

- ①概要 事業所が地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態に言った場合に、国が企業に代わって、未払賃金の一部を立替払いする制度です。原発事故に係わる30km圏内の事業者も対象となります。
問合せ先 福島労働局 Tel024-536-4602

(4) 中小企業組合等共同設備等災害復旧費(激甚災害法)※まだ未定

- ①対象
 - ・その施設の災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員(協業組合にあっては組合員)の数で除して得た額が10万円以上の組合等の被害共同施設
 - ・利用構成員のうち、激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害により当該区域内にある事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けたものの数が、利用構成員の総数の100分の30を超える組合等の被害共同施設
- ②共同施設 倉庫、生産施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、商業基盤施設
- ③事前準備
 - ・被害状況を事前に写真等で記録
 - ・申請前に修繕する際は見積書、請求書等を保管
- ④補助率 事業費の3/4

3. 保証

(1) 災害関係保証

- ①対象 災害による被害を受けた中小企業者等
- ②対象資金 事業再建資金
- ③保証割合 100%保証
- ④保証限度額 無担保8千万円、普通2億円(別枠)

4. その他

(1) 社会保険料の納期限延長

- ①延長期間 災害のやんだ日から2ヶ月以内の日(後日決定)
- ②特例措置 阪神大震災の際は社保の免除があった

(2) 税務申告は3月11日以降の申告については自動的に期限延長(納付期限は未定) 国税 県税 市民税同じ

(3) 組合総会の開催期日は震災の影響が解消されてから開催して可 ※決算届けの延長手続き必要の場合あり

(4) 登記については延長措置なし

(5) 借入金返済猶予 各金融機関との交渉が必要

(6) 手形の残高不足 今回の災害に係わる場合は不渡り報告への掲載猶予 **※金融機関と要相談**

(7) 罹災証明取得 法人・個人の建物設備等に損害があった場合は市町村より、罹災証明書を取得でき、低利融資の対象となる